

議案第 65 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の  
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第 1 号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（）」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第 2 号中「法第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第 2 第 2 の 2 項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第 1 号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（）」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第 2 号中「法第 7 条第 2 項第 5 号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第 3 第 3 の 2 項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥

獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第2号中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加える。

別表第4第1の3項各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項第1号中「規定による」の次に「鳥獣の管理の目的による場合の鳥獣の捕獲等（」を加え、「場合の鳥獣の捕獲等」を「ものに限る。）」に改め、同項第2号中「法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の次に「（法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づくものに限る。）」を加え、同表第29の2項の次に次の1項を加える。

29の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年5月29日から施行する。ただし、別表第4第29の2項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。  
（処分、申請等に関する経過措置）
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際別表第4第29の3項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において富山市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、富山市長がした処分その他の行為又は富山市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 66 号

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例一部改正の件

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例（平成24年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

本則各号列記以外の部分中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。